

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この弁護士法人霞門法律事務所報酬基準(以下、基準といいます)は、弁護士法人霞門法律事務所(以下、本事務所といいます)の弁護士報酬に関する一般的な基準を定めるものです。

(趣旨)

**第2条** 本事務所がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の額は、この基準の定めるところによるものとします。

(弁護士報酬の種類)

**第3条** 弁護士報酬は、タイムチャージ(時間制報酬)(以下、「タイムチャージ制」といいます)、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とします。

2 前項の用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- 一 タイムチャージ制  
弁護士の稼働時間を基準として、これに単価を乗じた金額を弁護士報酬とするものです。
- 二 法律相談料  
事件又はその他の法律事務に関して法律相談(口頭による鑑定、電話による相談を含む)の対価をいいます。
- 三 書面による鑑定料  
依頼者に対して書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。
- 四 着手金  
事件又はその他の法律事務(以下、「事件等」といいます)の性質上、委任事務の処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果の如何に関わらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
- 五 報酬金  
事件等の性質上、委任事務の処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。
- 六 手数料  
原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等

についての委任事務処理の対価をいいます。

七 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

八 日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く)の対価をいいます。

(弁護士報酬の支払時期)

**第4条** 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けます。

(事件等の個数等)

**第5条** 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とします。ただし、同一の事件において、本事務所が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受取るものとします。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

(弁護士の報酬請求権)

**第6条** 本事務所は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができるものとします。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、本事務所は、第二章ないし第五章及び第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

- 一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
- 二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 3 一件の事件等を、依頼者の許可を得て、

本事務所に所属しない他の弁護士と共同して受任するときは、依頼者に対する報酬請求権の割合は、予め依頼者と協議するものとします。

(委任契約書の作成等)

- 第7条** 本事務所は、事件等を受任したときは、依頼者と協議の上、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成致します。ただし、直ちに委任契約書を作成することが困難な事情があるときは、その事由が止んだ後、これを作成致します。
- 2 前項の規定に関わらず、本事務所が受任した事件等が、法律相談、簡易な書面の作成、顧問契約等継続的な契約に基づくものであるとき、委任契約額が11万円以下であるとき、その他委任契約書を作成しないことに合理的な理由があるときは、委任契約書の作成を要しないものとします。
- 3 委任契約書には、受任する事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期その他必要な事項を記載します。
- 4 本事務所は、委任契約書を作成する場合において、依頼者からの要求があれば、何時にても、弁護士報酬等の額、その算定方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付致します。ただし、委任契約書を作成した場合は、この限りではありません。

(弁護士報酬の増額・減免等)

- 第8条** 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、或いは審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合においては、この基準によっては弁護士報酬の額が不相当であるときは、本事務所は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができるものとします。
- 2 依頼者が経済的資力に乏しい等特別の事情があるときは、本事務所は、この基準に定める、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができるものとします。
- 3 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金をこの基準のとおりに受けることが相当でないときは、本事務所は、

この基準の定めにかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができるものとします。

(消費税に相当する額)

- 第9条** この規程に定める額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含みます。そのため、本基準は、消費税率10%を前提に作成されており、消費税率が改定された場合は、改定後の新税率を適用することとします。
- 2 本事務所は、依頼者から受けるべき報酬金等の額については、すべて消費税に相当する金額を明示するものとします。

## 第2章 タイムチャージ制

(タイムチャージ制)

- 第10条** 本事務所は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動に要する時間を含む。)を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができるものとします。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに3万3000円以上と致します。
- 3 本事務所は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮致します。
- 4 本事務所は、タイムチャージ制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができるものとします。

## 第3章 法律相談料等

(法律相談料)

- 第11条** 法律相談料は、タイムチャージ制で支払いを受けるものとします。ただし、事件単位で個人から受ける初めての法律相談(以下、「初回市民法律相談」といいます)であって、事業に関する相談を除くもの場合は、1時間までの法律相談につき、1万1000円と致します。相談時間が1時間を超えた場合は、超過時間30分までに5500円を追加致します。

(書面による鑑定料)

**第12条** 書面による鑑定料は、タイムチャージ制をとらない場合は、次のとおりとします。

- 一 簡易な鑑定 5万5000円～22万円の範囲の額
  - 二 前号を除き事案に関する事実調査を含まない鑑定 11万円～44万円の範囲の額
  - 三 事案に関する事実調査を要する鑑定
    - ア 調査料(事案の調査のための費用)  
事案の調査に要する時間×時間あたり単価(基準第10条第2項の額)
    - イ 鑑定書作成料 22万円～110万円の範囲内の額
- 2 前項の簡易な鑑定とは、本事務所が行政庁の通達、取引慣行、外国の法令、社会的な慣習その他の事項について鑑定のための特段の調査をする必要のないものをいい、事案に関する事実調査とは、鑑定を行うために対象となる事案を調査する必要のある場合に、本事務所がその事案について行う調査をいいます。

## 第4章 着手金及び報酬金

### 第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

**第13条** 本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

(経済的利益一算定可能な場合)

**第14条** 前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定します。

- 一 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 三 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、

7年分の額

- 四 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- 八 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- 九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- 十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- 十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- 十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- 十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

(経済的利益算定の特則)

**第15条** 前条で算定された経済的利益の

額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、本事務所は、経済的利益の額を、依頼者と協議の上、紛争の実態に相応するまで、減額することができるものとします。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、本事務所は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができるものとします。

一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益一算定不能な場合)

**第16条** 第14条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を依頼者と協議の上、経済的利益の額を定めます。

2 本事務所は、前項の依頼者との協議により、受けた事件の経済的利益を算定しないで、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける有形無形の利益等を考慮して、適正妥当な着手金及び報酬金を決することができるものとします。

(民事事件の着手金及び報酬金)

**第17条** 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く。)の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定します。ただし、その算定額が11万円に満たないときは、着手金の最低額を11万円と致します。なお、下表には、別に消費税を加算致します。

一 経済的利益の額が500万円以下の場合

着手金 10%  
報酬金 20%

二 経済的利益の額が500万円を超える場合

経済的利益の額	着手金	報酬金
500万円以下の部分	10%	20%
500万円を超え5000万円以下の部	6%	12%

分		
5000万円を超え3億円以下の部分	4%	8%
3億円を超える部分	2%	4%

2 本事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、前項に関わらず、着手金を適正妥当な範囲で減額することができます。

(調停事件及び示談交渉事件)

**第18条** 調停事件、示談交渉(裁判外の和解交渉をいいます。以下同じ。)事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件(以下「仲裁センター事件」といいます。)の着手金及び報酬金は、タイムチャージ制によらない場合は、それぞれ前条の規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2まで減額することができるものとします。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条の規定により算定された額の2分の1とします。

3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条の規定により算定された額の2分の1とします。

4 前3項の着手金は、10万円を最低額とします。

(契約締結交渉)

**第19条** 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、タイムチャージ制によらないときは、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定します。なお、下表で%を以って表示したものには、別に消費税を加算致します。

一 通常又は簡易な契約締結交渉

ア 経済的利益の額が500万円以下の場合

着手金 11万円～33万円  
報酬金 経済的利益の5～10%

イ 経済的利益の額が500万円を超える場合

アの金額に下記の金額を加算した金額

経済的利益の額	着手金	報酬金
500万円を超え5	1～	2～

0 0 0 万円以下の部分	2 %	5 %
5 0 0 0 万を超え 3 億円以下の部分	0.5～1.5%	1.5～3%
3 億円を超え 1 0 億円以下の部分	0.3～1.0%	0.5～1.5%
1 0 億円を超える部分	0.2～0.6%	0.3～1.0%

(督促手続事件)

**第 2 0 条** 督促手続事件の着手金・報酬金は、タイムチャージ制によら

ないときは、経済的利益の額を基準として、第 1 7 条の規定の 2 分の 1 の額とする。

2 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金・報酬金は、第 1 7 条

の規定により算定された額との差額とします。

(手形、小切手訴訟事件)

**第 2 1 条** 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金の額は、前条の規定を準用します。

(離婚事件)

**第 2 2 条** 離婚事件の着手金及び報酬金は、タイムチャージ制によらないときは、次のとおりとする。ただし、本事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

一 財産分与、慰謝料などの財産給付を伴わず、子の親権の争いを含まない事件

ア 交渉事件

着手金 2 2 万円～5 5 万円

報酬金 4 4 万円～1 1 0 万円

イ 調停事件

着手金 3 3 万円～5 5 万円

報酬金 5 5 万円～1 1 0 万円

ウ 離婚訴訟事件

着手金 5 5 万円～1 1 0 万円

報酬金 5 5 万円～1 6 5 万円

二 財産分与、慰謝料などの財産給付を伴う事件

着手金・報酬金 財産給付の額

(請求額又は給付額)を経済的利益とみなして第 1 7 条の規定により算定される額にそれぞれ前号に規定する金額の範囲内の金額を加算した額

三 子の親権の争いを含む事件

着手金・報酬金 第 1 号に規定する金額にそれぞれ 1 万円～5 5 万円を加算した金額

2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金

は、事情により前項の規定による離婚調停事件の着手金の 2 分の 1 の額まで減額することができます。

3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金

は、事情により前項の規定による離婚訴訟事件の着手金の 2 分の 1 の額まで減額することができます。

(境界に関する事件)

**第 2 3 条** 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、タイムチャージ制によらない場合は、次のとおりとします。ただし、本事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

一 境界確定訴訟

それぞれ 5 5 万円～2 2 0 万円の範囲内の金額

二 境界確定を含む所有権に関する訴訟

第 1 7 条の規定により算出された金額に前号の金額を加算した額

2 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、前項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ 3 分の 2 まで減額することができるものとします。

3 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額のそれぞれ 2 分の 1 まで減額することができます。

4 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額の、それぞれ 2 分の 1 の額まで減額することができるものとします。

(借地非訟事件)

**第24条** 借地非訟事件の着手金は、タイムチャージ制によらないとき

は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。ただし、本事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

一 借地非訟事件の基本となる着手金

33万円～110万円の範囲内の額

二 経済的利益の額が5000万円を超える場合の加算  
～2%

2 タイムチャージ制によらないときの借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。なお、本事務所は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

一 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第17条の規定により算定された額

二 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第17条の規定により算定された額

3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができるものとします。

4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

(保全命令申立事件等)

**第25条** 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)

の着手金は、タイムチャージ制によらないときは、第17条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第17条の規定により算定された額の2分の1の報酬金を受けることができるものとします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2の報酬金を受けることができるものとします。

3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第17条の規定に準じて報酬金を受けることができるものとします。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用するものとします。

5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができるものとします。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とします。

(民事執行事件等)

**第26条** 民事執行事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とします。

2 民事執行事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とします。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができるものとします。ただし、着手金は第17条の規定により算定された額の3分の1とします。

4 執行停止事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができるものとします。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、11万円を最低額とします。

(倒産整理事件)

**第27条** 破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれるものとします。

- 一 事業者の自己破産事件  
55万円以上
- 二 非事業者の自己破産事件  
33万円以上
- 三 自己破産以外の破産事件  
110万円以上
- 四 会社整理事件 110万円以上
- 五 特別清算事件 110万円以上
- 六 会社更生事件 330万円以上

2 前項の各事件の報酬金は、第17条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定するものとします。ただし、前項第1号及び第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができるものとします。

(民事再生事件)

**第28条** 民事再生事件の着手金は、次の各号に掲げる基本料に資本金、試算及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じた加算金を付加した金額とします。ただし、次の各号に掲げる事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれるものとします。

- 一 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件 33万円以上
- 二 非事業者の民事再生事件  
66万円以上
- 三 事業者の民事再生事件  
220万円以上

2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するま

での執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることがあります。

3 民事再生事件の報酬金は、第17条の規定を準用します。この場合の経済的利益の

額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮するものとします。ただし、報酬金は依頼者が再生人か決定を受けたときに限りこれを受けることができるものとします。

4 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、第1項第2号及び第3号の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金は前項の規定を準用するものとします。

(任意整理事件)

**第29条** 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」といいます。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

- 一 事業者の任意整理事件 55万円以上
- 二 非事業者の任意整理事件 22万円以上

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号のとおり算定するものとします。なお、なお、下表には、別に消費税を加算致します。

一 本事務所が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

1000万円以下の部分	6%
1000万円を超え5000万円以下の部分	4%
5000万円を超え1億円以下の部分	3%
1億円を超える部分	2%

一 依頼者及び依頼者に準ずるものから任意提供を受けた配当原資額につき

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用し

ます。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができるものとします。

(行政上の不服申立事件)

**第30条** 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用するものとします。

2 前項の着手金は、11万円を最低額とします。

## 第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

**第31条** 刑事事件の着手金は、次のとおりとします。

一 起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいいます。以下同じ)の事案簡明な事件  
22万

円～55万円

二 再審査請求事件 事案の内容に応じた額

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が二ないし三開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く。)、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

(刑事事件の報酬金)

**第32条** 刑事事件の報酬金は、次のとおりとします。

一 事案簡明な事件  
ア 起訴前  
不起訴の場合 22万円

～55万円

略式命令の場合 不起訴の場合の報酬金を超えない額

イ 起訴後

刑の執行猶予の場合 33万円～55万円

求刑された刑が軽減された場合

不起訴の場合の報酬金を超えない額

二 前号以外の刑事事件

ア 起訴前

不起訴の場合 55万円～220万円

略式命令の場合 不起訴の場合の報酬金を超えない額

イ 起訴後(再審事件を含む)

無罪 110万円以上

刑の執行猶予の場合 55万円以上

求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当な額

検察官上訴が棄却された場合 110万円以上

ウ 再審査請求事件 1

10万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ

結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

(刑事事件につき本事務所が引き続き受任した場合等)

**第33条** 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続き本事務所が起訴後の事件を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができるものとします。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。

2 刑事事件につき本事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、第30条及び第31条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

3 本事務所は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

(検察官の上訴取下げ等)

**第34条** 検察官の上訴の取下げ又は免訴、



公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに本事務所が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用するものとします。

(保釈等)

**第35条** 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受け取ることができるものとします。

(告訴、告発等)

**第36条** 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき11万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受け取ることができるものとします。

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

### 第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

**第37条** 少年事件(少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同

じ。)の着手金は、刑事事件に関する着手金及び報酬金に準じてその額を算定するものとします。ただし、家庭裁判所送致は起訴に、抗告、再抗告は上訴に、不処分及び保護処分の取消は無罪に、審判不開始は不起訴に準じて着手金及び報酬金の額を算定するものとします。

2 本事務所は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前

の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

**第38条** 家庭裁判所送致前に受任した

少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。

2 少年事件につき、本事務所が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

3 本事務所は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができるものとします。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたとときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によります。ただし、本事務所が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができるものとします。

## 第5章 手数料

(手数料)

**第39条** 手数料は、この基準に特に定めのない限り、事件等の対象の

経済的利益の額を基準として、次の各号のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第15条ないし第17条の規定を準用するものとします。

一 裁判上の手数料

ア 証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受け取ることができるものとします)

a 基本 22万円に第17条1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額

b 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額

イ 即決和解(本手続と併せて契約書その他の文書作成事件を併せて受任したときでも同手続の着手金とは別に受け取ることができるものとします)

なお、下表で%を以って表示したものには、別に消費税を加算致します。

a 示談交渉を要しない場合

500万円以下の部分	22万円
------------	------

500万円を超え5000万円以下の部分	1～2%
5000万円を超える部分	0.5～1.0%

b 示談交渉を要する場合 示談交渉事件として、第17条又は第22条ないし第24条の各規定により算定された額に22万円を加算することができるものとします。

c 公示催告 即決和解の示談交渉を要しない場合と同額

d 倒産整理手続の債権届出  
基本 5万5000円から22万円の範囲内の額

特に複雑又は特殊な事情がある場合 本事務所と依頼者との協議により定める額

e 簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事案で事案簡明なもの) 11万円から33万円の範囲内の額

二 裁判外の手数料

ア 法律関係調査(事実関係調査を含みませず)

a 基本 11万円から55万円の範囲内の額

b 特に複雑又は特殊な事情がある場合 本事務所と依頼者との協議により定める額

イ 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

a 定型

経済的利益の額が1,000万円未満のもの	11万円から22万円の範囲内の額
経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	22万円から66万円の範囲内の額
経済的利益の額が1億円以上のもの	66万円以上

b 非定型  
基本

300万円以下の部分	11万円
300万円を超え3,000万円以下の部分	2%
3,000万円を超え3円以下の部分	0.6%

3億円を超える部分	0.2%
-----------	------

特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額

c 公正証書の作成 契約書作成手続の費用に5万5000円を加算します。

ウ 内容証明郵便作成

a 弁護士名の表示のない文書  
基本 3万3000円から5万5000円の範囲内の額

特に複雑又は特殊な事情がある場合 本事務所と依頼者との協議により定める額

b 弁護士名の表示のある文書  
基本 5万5000円から11万円の範囲内の額

特に複雑又は特殊な事情がある場合 本事務所と依頼者との協議により定める額

エ 遺言書作成

a 定型 22万円から110万円の範囲内の額

b 非定型(遺産総額に対し次のとおりとし、別に消費税を加算致します)  
基本

300万円以下の部分	33万円
300万円を超え3,000万円以下の部分	1～2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5～1%
3億円を超える部分	0.1～0.5%

特に複雑又は特殊な事情がある場合 本事務所と依頼者との協議により定める額

c 公正証書にする場合  
上記手数料に5万5000円を加算します。

オ 遺言執行(なお、下表で%を以って表示したのものには、別に消費税を加算致します。)

a 基本

300万円以下の部分	33万円
300万円を超え3,000万円以下の部分	1～2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5～1%
3億円を超える部分	0.1～0.5%

b 特に複雑又は特殊な事情がある場合  
本事務所と依頼者との協議により定める額

c 遺言執行に裁判手続を要する場合  
遺言執行料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができるものとします。

カ 会社設立等

設立、増減資、合併、組織変更、通常清算については、次のとおりとします。  
資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については220万円を、通常清算については110万円を、その他の手続については11万円を、それぞれ最低額と致します。

なお、下表には、別に消費税を加算致します。

1000万円以下の部分	5%
1000万円を超え5000万円以下の部分	4%
5000万円を超え1億円以下の部分	3%
1億円を超え2億円以下の部分	2%
2億円を超え10億円以下の部分	1%
10億円を超える部分	0.5%

キ 会社設立等以外の登記等手続

a 申請手続 1件11万円。ただし、事案によっては、本事務所と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増額することができるものとします。

b 取得手続 登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の取得手続は、1件5500円を基本として、手続の複雑困難度を勘案して、本事務所と依頼者との協議により定める額

ク 株主総会等指導

a 基本 55万円以上

b 総会等準備も指導する場合 1

10万円以上

ケ 現物出資等証明（商法第173条第3項及び有限会社法第12条の2第3項に基づく証明）

1件55万円。調査の複雑難易度を勘案して、本事務所と依頼者との協議により定める額に、適正妥当な範囲内で増額

することができるものとします。

コ 簡易な自賠償請求（被害者請求のうち損害賠償請求権の存否又はその額につき争いが無いもの）

給付金額が300万円以下の場合  
11万円

給付金額が300万円を超える場合  
給付金額の2%及び消費税額を加算

（任意後見及び財産管理・身上監護）

**第40条** 任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとします。

一 任意後見又は財産管理・身上監護契約

の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況

その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、第38条第2号の法律関係調査に関する規定を準用します。

二 任意後見又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開

始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとし、その額は次のとおりとします。ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの基準の定めにより算定された弁護士報酬を受けることができるものとします。

ア 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合  
月額3万3000円から11万円の範囲内の額

イ 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、

収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合  
月額55万円から16万5000円の範囲内の額

三 任意後見又は財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生する

までの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料は、1回当たり1万1000円から3万3000円の範囲内の額とします。

(成年後見の申立その他特別な家事審判申立)

**第41条** 成年後見の申立その他特別な家事審判申立の手数料は、33

万円以上110万円以内の範囲の額とします。この申立に伴って他の法的手続を要する場合は、別にこの基準で定める規定の報酬を請求できるものとします。

## 第6章 顧問料

(顧問料)

**第42条** 顧問料は、次のとおりとします。

一 非事業者 月額1万1000円以上

二 事業者 月額5万5000円を最低額とし、事業者の事業内

容、資産、資本の規模、従業員数、事業者に対する法的指導の繁簡等を考慮し、本事務所と依頼者との協議により増額ができるものとします。

2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とします。

その他の顧問契約の内容については、本事務所と依頼者との協議により決定することと致します。

## 第7章 日当

(日当)

**第43条** 日当は、弁護士一人につき、次のとおりとします。

一 半日(往復2時間を超え4時間まで) 5万5000円以上11万円

二 1日(往復4時間を超える場合) 11万円以上22万円以下

2 前項にかかわらず、本事務所は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

3 本事務所は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができるものとします。

## 第8章 実費等

(実費等の負担)

**第44条** 本事務所は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、

謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、事件処理書面作成費、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができるものとします。

2 本事務所は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができるものとします。

3 事件処理書面作成費とは、1文書(依頼者、相手方、行政機関、裁判所そのほか事件処理費に必要な書類であり、書面・1000文字以上のメール・インターネット画面入力・FAXなどのすべての媒体を含みます。書類送付状、FAX送信票は除きます)を作成する費用であり、書面の謄写費用(コピー代)とは別にかかります。

1文書あたり 1100円

(交通機関の利用)

**第45条** 本事務所は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができるものとします。

## 第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

**第46条** 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、本事務所は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求することができます。

2 前項において、委任契約の終了につき、本事務所のみ重大な責任があるときは、本事務所は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。ただし、本事務所が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、本事務所は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができるものとします。

3 第1項において、委任契約の終了につき、本事務所に責任がないにもかかわらず、依頼者が本事務所の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、本事務所は、弁護士報酬の全部を請求することができるものとします。ただし、本事務所が委任事務の重要な部分の処理を終

了していないときは、その全部については請求することができないものとします。

(事件等処理の中止等)

**第47条** 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、本事務所は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができるものとします。

2 前項の場合には、本事務所は、あらかじめ依頼者にその旨を通知致します。なお、この依頼者への通知は、予め依頼者から教示された連絡先に通知を発すれば足るものと致します。

(弁護士報酬の相殺等)

**第48条** 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、本事務所は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。

2 前項の場合には、本事務所は、すみやかに依頼者にその旨を通知致します。なお、この依頼者への通知は、予め依頼者から教示された連絡先に通知を発すれば足るものと致します。

付 則

この弁護士報酬基準は、2019年（令和元年）10月1日現在のものです。